

(平成26年11月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は26万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月1日から同年10月29日まで
② 平成6年10月29日から同年11月1日まで

申立期間①について、A社から毎月37万5,000円ほどの給与の支給を受けていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は、標準報酬月額が9万8,000円となっているので、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、A社における退職日は、平成6年10月31日であったにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年10月29日となっているので、同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、A社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である平成6年10月29日より後の同年12月8日付けで、同年5月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の事業主及び同僚17人の標準報酬月額について、申立人と同様に平成6年12月8日付けで遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該遡及訂正処理について、A社の複数の同僚は、「当時、給与は毎月ほぼ同じ金額であり、標準報酬月額が下がっているのはおかしい。」と証言している。

なお、前述のとおり、標準報酬月額の当該減額訂正は、申立人の資格喪失日

より後の処理である上、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本において、役員として、その氏名は見当たらず、複数の同僚は、「A社の社会保険事務及び給与計算の担当者は事業主の妻であった。」と証言していることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る当該減額訂正を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間①の標準報酬月額について、「実際の給与額である37万5,000円に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。」と主張し、申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、減額訂正前の当初の標準報酬月額は、平成6年1月5日の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額36万円を同年5月1日の随時改定（処理日は同年6月7日）により26万円とされているところ、当該処理については、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。また、申立人は、当時の給与明細書等の資料を所持しておらず、既にA社は同年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主に対して当時の賃金台帳等の資料の有無について照会しても回答を得ることができず、このほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「A社に平成6年10月31日まで勤務していたので、資格喪失日を同年11月1日に訂正してほしい。」と主張し、申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録によれば、申立人のA社における離職日は、平成6年10月28日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録と符合する。

また、オンライン記録によれば、申立人のA社における平成6年10月29日の資格喪失日については、訂正等がなされた記録ではないところ、申立人は、同日に国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、前述のとおり、申立人は、当時の給与明細書等の資料を所持しておらず、既にA社は平成6年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主に対して当時の賃金台帳等の資料の有無について照会しても回答を得ることができないことから、当該期間に係る申立人の勤務実態

及び保険料控除について確認することができない上、同社の複数の同僚に照会しても、申立人の当該期間における勤務実態についての証言は得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年7月7日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、11年10月から12年9月までについては、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から15年6月まで
申立期間について、A社においてもらっていた給与額と社会保険庁(当時)の記録上の標準報酬月額が一致していない。当該期間の給与明細書を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年10月から12年9月までに係る標準報酬月額の記録については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る金額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会(当時)において決定したあっせん案の報告に基づき、21年7月7日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

また、当該あっせん後に、申立期間のうち、平成9年10月から11年9月までに係る標準報酬月額の記録については、同年11月9日付けで遡って引き下げられていること等が認められたことから、21年7月7日付けあっせんによらず、厚生年金保険法の規定により、年金記録確認中部地方第三者委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、25年10月22日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、平成21年7月7日付け及び25年10月22日付けあっせん後の同一事業所に係る別の申立てにおける調査の中で、A社の元事業主から、当

該期間に同社が厚生年金保険料について、滞納していたこと等をうかがわせる複数の新たな資料の提出があった。

また、申立期間のうち、平成9年10月から11年9月までについて、申立人の標準報酬月額が9年10月から10年9月までは30万円、同年10月から11年9月までは36万円と記録されていたが、同年11月9日付けで9年10月から10年9月までは15万円、同年10月から11年9月までは18万円に遡って引き下げられていることが確認できる。当該遡及訂正処理日と同日に同年10月1日の標準報酬月額を18万円とする定時決定処理が行われ、その後、13年9月まで同額で継続していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社において上記処理日に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる11人中、事業主を除く10人についても、申立人と同様に平成11年11月9日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。当該遡及訂正処理日と同日に同年10月1日の標準報酬月額を、遡及訂正された標準報酬月額と同額とする定時決定処理が行われていることが確認できる。

加えて、A社の元事業主は、「会社が社会保険料を支払えなくなり、保険料の滞納が発生したので国民年金に切り替えると社会保険事務所（当時）に申し出たところ、申告額を低くしたらどうかとアドバイスを受け標準報酬月額を訂正した。」と証言している。

その上、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成9年10月から12年9月までにおいて、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年11月9日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即ししたものとは考え難く、また、同日に行われた定時決定処理は、遡及訂正処理と一体的に行われたものであると考えられ、社会保険事務所が行った一連の処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正であったとは認められない。

したがって、当該定時決定処理の結果として記録されている平成11年10月から12年9月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる11年5月から同年7月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていることが確認できることから、41万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理等を行った日より後の最初の定時決定処理（平成12年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が18万円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成25年9月25日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、11年10月から12年9月までについては、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成12年8月について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から15年6月まで

A社で勤務していた期間について、実際に支払われた給与額より、標準報酬月額が低く記録されている。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までに係る標準報酬月額の記録については、A社の元事業主から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る金額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、既に年金記録確認中部地方第三者委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、25年9月25日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後の同一事業所に係る別の申立てにおける調査

の中で、A社の元事業主から、当該期間に同社が厚生年金保険料について、滞納していたこと等をうかがわせる複数の新たな資料の提出があった。

また、申立期間のうち、平成11年4月から同年9月までについて、申立人の標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたが、同年11月9日付けで10万4,000円に遡って引き下げられていることが確認できるところ、当該遡及訂正処理日と同日に同年10月1日の標準報酬月額を10万4,000円とする定時決定処理が行われ、その後、12年9月まで同額で継続していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社において上記処理日に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる11人中、事業主を除く10人についても、申立人と同様に平成11年11月9日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できるところ、当該遡及訂正処理日と同日に同年10月1日の標準報酬月額を、遡及訂正された標準報酬月額と同額とする定時決定処理が行われていることが確認できる。

加えて、A社の元事業主は、「会社が社会保険料を支払えなくなり、保険料の滞納が発生したので国民年金に切り替えると社会保険事務所(当時)に申し出たところ、申告額を低くしたらどうかとアドバイスを受け標準報酬月額を訂正した。」と証言している。

その上、A社の元事業主から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、平成11年4月から12年9月までにおいて、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与を支給されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年11月9日付けで行われた標準報酬月額の変更訂正処理は、事実上即したものと考えることができ、また、同日に行われた定時決定処理は、遡及訂正処理と一体的に行われたものであると考えられ、社会保険事務所が行った一連の処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正であったとは認められない。

したがって、当該定時決定処理の結果として記録されている平成11年10月から12年9月までの標準報酬月額については、A社の元事業主から提出された所得税源泉徴収簿により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる11年5月から同年7月までは標準報酬月額19万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていることが確認できることから、19万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理等を行った日より後の最初の定時決定処理(平成12年10月1日)において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成12年8月について、元事業主から提出された

所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、20 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与額より低い報酬月額を届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)C工場(厚生年金保険被保険者台帳記載の名称は、A社D工場)における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和25年10月7日、資格喪失日は26年1月4日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年10月から同年12月までの標準報酬月額については、同年10月及び同年11月は3,000円、同年12月は4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月7日から26年4月1日まで

年金事務所から資格喪失日が分からないA社D工場の厚生年金保険の被保険者記録が見付かったとの連絡があった。私は、同社では半年ぐらい勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）において、資格喪失日が空欄となっているものの、A社D工場で昭和25年10月7日に被保険者資格を取得し、同年12月に標準報酬月額の改定が記載されている申立人と生年月日が同一で、氏名が一字相違している基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、「A社C工場で、E業務の仕事をして半年ぐらい勤務した。」と主張しているところ、申立人と同日にA社C工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚は、「A社ではE業務の仕事をしていた。」と証言しており、その中の一人は、「申立人を覚えているが、勤務期間は分からない。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同一の被保険者について確認したところ、申立人のほかに見当たらず、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

加えて、A社C工場で申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚全員について、取得日当時の厚生年金保険被保険者名簿が見当たらない上、当該同僚のうち、11人についても申立人と同様に旧台帳に資格喪失日の記載が確認できないことから、申立期間当時、社会保険出張所(当時)において厚生年金保険被保険者記録の管理が不適切であったものと認められる。

その上、B社から提出された同社の社史によると、昭和25年10月には膨大な特需があった旨記載されているところ、申立人は、「A社C工場は、年始は1月3日までは休みだったが、当時は忙しく、年末年始の休暇中も仕事をして」と主張していることから、申立人は、少なくとも26年1月3日までは、A社C工場に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和25年10月7日、資格喪失日は26年1月4日であると認められる。

なお、昭和25年10月から同年12月までの標準報酬月額については、旧台帳の記録から同年10月及び同年11月は3,000円、同年12月は4,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和26年1月4日から同年4月1日までについて、B社は、「正社員の人事記録に申立人の氏名は見当たらず、当時の臨時工の記録は保管されていないことから、申立人の勤務期間について不明である。」と回答している上、当該期間にA社D工場で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする回答は得られなかった。

このほかに、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を43年9月は2万6,000円、同年10月から44年4月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月15日から44年5月6日まで

私は、昭和43年6月1日にA社B工場に入社し、44年5月6日に同社C工場へ異動するまで継続して勤務しており、被保険者期間に空白期間は無いはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社B工場において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、A社B工場から同社C工場に異動になった。異動する前に一度退職したということは無かった。」と証言している。

また、申立人が昭和43年10月頃にA社B工場に入社してきたと記憶する同僚は、同年10月4日に同社B工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚は、「申立人は、A社B工場に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同社B工場に勤務していたことが認められる。

さらに、D企業年金基金からの回答、同企業年金基金から提出された申立人に係るE厚生年金基金の厚生年金基金加入員資格取得届、資格喪失届等により、申立人は、A社B工場の昭和43年9月15日資格喪失の記録が取り消されていることから、申立期間も継続して同厚生年金基金に加入していたことが確認できる。

加えて、A社は、「申立人の申立期間についての資料は無く、詳細は不明であるが、申立期間も厚生年金基金に継続して加入していたのであれば、厚生年金保険料も控除していたものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社B工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和43年8月及び資格喪失時に取り消された同年10月の定時決定の記録から、同年9月は2万6,000円、同年10月から44年4月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和43年9月15日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年10月から12年9月までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を9年10月から11年9月までは15万円、同年10月から12年9月までは17万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年4月から同年6月までの標準報酬月額の記録を、12万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から15年6月まで

A社で勤務していた期間について、実際に支払われた給与額より、標準報酬月額が低く記録されている。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年10月から12年9月までについて、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、9年10月から11年9月までは、15万円と記録されていたが、同年11月9日付けで、9年10月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられるとともに、当該遡及訂正処理日と同日に11年10月1日の標準報酬月額を9万8,000円とする定時決定処理が行われ、その後、15年6月まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において上記処理日に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる11人中、事業主を除く10人についても、申立人と同様に平成11年11月9日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できるところ、当該遡及訂正処理日と同日に同年10月1

日の標準報酬月額を、遡及訂正された標準報酬月額と同額とする定時決定処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、平成9年10月から12年9月までにおいて、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給されていることが確認できる。

加えて、A社の元事業主から提出された滞納額表等により、当該期間に同社が厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる上、元事業主は、「会社が社会保険料を支払えなくなり、保険料の滞納が発生したので国民年金に切り替えると社会保険事務所に申し出たところ、申告額を低くしたらどうかとアドバイスを受け標準報酬月額を訂正した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成11年11月9日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実在即したものととは考え難く、また、同日に行われた定時決定処理は、遡及訂正処理と一体的に行われたものであると考えられ、社会保険事務所が行った一連の処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正であったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理及び定時決定処理の結果として記録されている申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成9年10月から11年9月までは、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に、同年10月から12年9月までは、上記所得税源泉徴収簿により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる11年5月から同年7月までは標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていることが確認できることから、17万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理等を行った日より後の最初の定時決定処理（平成12年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

2 申立期間のうち、平成15年4月から同年6月までについては、A社の元事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与が支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、12万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与額より低い報酬月額を届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成12年10月から15年3月までについては、所得税源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月
② 平成 16 年 8 月

申立期間①及び②の賞与記録が無い。会社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社から賞与が支給されていたのではないかと主張している。

しかし、A社は、平成 21 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていると同時に、商業登記簿謄本によると、同社は同年 12 月 * 日に解散し、清算終了していることが確認できることから、同社の元清算人は、申立期間①及び②に係る賃金台帳を保管していないとしていることから、申立人の当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の上記清算人から提出された申立人に係る平成 16 年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与記録について、「賞与支払届の届出が無く、申立てに係る記録が無い。」と回答しているとともに、同健康保険組合から提出された適用台帳においても、当該期間に係る賞与記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月
申立期間の賞与記録が無い。会社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなるとともに、商業登記簿謄本によると、同社は同年 12 月 * 日に解散し、清算終了していることが確認できることから、同社の元清算人は、申立期間に係る賃金台帳を保管していないとしていることから、申立人の当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間について、A社から賞与が支給されていたのではないかと主張しているところ、申立人の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間に係る賞与記録について、「賞与支払届の届出が無く、申立てに係る記録が無い。」と回答しているとともに、同健康保険組合から提出された適用台帳においても、当該期間に係る賞与記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月
② 平成 16 年 8 月

申立期間の賞与記録が無い。会社の届出漏れだと思っているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社から賞与が支給されたと主張しているところ、同社の元清算人から提出された申立人の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていなかったことがうかがえる。

また、A社は、平成 21 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、商業登記簿謄本によると、同社は同年 12 月 * 日に解散し、清算終了していることが確認できることから、上記清算人は、申立期間①及び②に係る賃金台帳を保管していないとしていることから、申立人の当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与記録について、「賞与支払届の届出が無く、申立てに係る記録が無い。」と回答しているとともに、同健康保険組合から提出された適用台帳においても、当該期間に係る賞与記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8706（愛知厚生年金事案 6517 及び中部（愛知）厚生年金事案 8569 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 21 日まで
前回の申立てについて、平成 26 年 7 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。
しかし、正社員として A 社に勤務していたことは間違いないので、過去 2 回の審議結果に納得できない。同僚 4 人の氏名を思い出したので、再度調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間（初回は昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 4 月 1 日まで、2 回目は 26 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 21 日までのうちの 12 か月）に係る申立てについては、A 社の複数の同僚の証言から判断して、時期は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、i) 同社は既に解散しており、代表取締役も死亡していることから、申立人の勤務時期及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、ii) 上記同僚のうち一人は、入社から 1 年後に厚生年金保険の加入となっている旨証言していること、iii) 当初の申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いこと、iv) 2 回目の申立ての際に申立人が氏名を挙げた当時の同僚は既に死亡しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることができず、25 年 7 月 1 日から 32 年 4 月 1 日までに係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなどの理由により、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）及び年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づく平成 23 年 10 月 19 日付け及び 26 年 7 月 24 日付け年金記録の訂正

は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間（今回は、昭和26年4月1日から30年5月21日までの期間）について、「正社員としてA社に勤務していたことは間違いないので、過去2回の審議結果に納得できない。同僚4人の氏名を思い出したので、再度調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張し、3回目の申立てを行っている。

しかしながら、申立人が氏名を挙げているA社の同僚4人のうち2人は、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者であった記録が確認できず、残り2人のうち1人は死亡、残りの1人については連絡先が特定できず、証言を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できないとともに、今回の再申立てに際し、申立人から新たな資料や証拠の提示は無いことから、上記主張のみでは、年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月頃 から 49 年 12 月頃 まで

私は、昭和 48 年 9 月頃に A 社に入社し、同社にて事務員として働き、その後現場業務等も行っていった。同社の年金記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶する複数の同僚に A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は、商業登記簿上は存続しているものの、平成 11 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も他界しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の A 社に係る雇用保険の記録が確認できない上、同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。